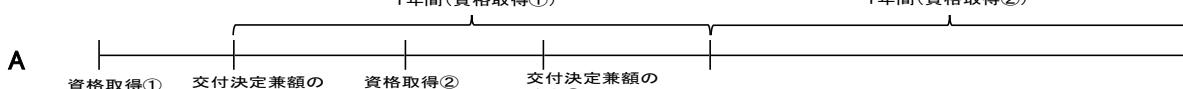


## 高知県薬剤師キャリア形成支援(認定薬剤師等資格取得支援)補助金【Q&A】

| 1 補助対象者(補助金の交付を受ける薬剤師)について  |   |
|---|---|
| Q 1 高知県外の出身者でも補助対象になりますか？   | A 出身地は問いませんので、補助対象になります。  |
| Q 2 県外在住者が県内の保険医療機関等に勤務する場合、補助対象になりますか？   | A 住所地が県外の場合も、補助対象になります。   |
| Q 3 勤務先の病院から高知県薬剤師奨学金返還支援事業費補助金の支援を受けている薬剤師や、高知県薬剤師キャリア形成支援(学位取得支援)補助金の交付を受けている薬剤師も、本補助金の補助対象者になりますか？ | 補助対象者になります。<br>A ただし、高知県奨学金返還支援制度や高知県薬剤師キャリア形成支援(学位取得支援)補助金と併用した場合は、本補助金の交付決定及び交付額の確定通知後、1年以上を高知県内の保険医療機関で勤務する場合の期間算定の条件等が異なる場合がありますので、事前に高知県薬務衛生課にご相談ください。 |
| Q 4 本補助金の交付決定及び交付額の確定通知後、1年以上を高知県内の保険医療機関で勤務する期間中に、他の保険医療機関等に転職することは可能ですか？                            | A 勤務する病院や薬局等の指定はありませんので、高知県内の保険医療機関等への転職であれば補助金の返還対象とはなりません。  |
| Q 5 雇用形態はパートや嘱託職員でも補助対象になりますか？  | A 補助対象にはなりません。正規雇用の職員のみが支援対象となります。ただし、特殊な雇用形態の場合は、個別に相談ください。  |
| Q 6 本補助金の交付決定及び交付額の確定通知後、1年以上を高知県内の保険医療機関等で勤務する期間中に、出産・育児・介護等により休業した場合、どうなりますか？                       | A 労働基準法で定められている産前産後休業等は、本補助金の交付決定及び交付額の確定通知後、1年以上を高知県内の保険医療機関等で勤務する期間に含みますが、休職期間は含みません。   |
| Q 7 「補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿」や「当該収入及び支出についての証拠書類」とはどういったものですか？   | A 「補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿」とは、補助事業に係る補助金等の収入額や旅費、受験料等の補助対象経費の支出額を項目毎に整理したもので、「当該収入及び支出についての証拠書類」とは、収入額がわかる書類(通帳等)や支出額がわかる書類(領収書等)です。                         |

| 2 補助対象経費について                                 |   |
|--|---|
| Q 8 補助金を申請する前年度に受講した研修会等の参加費用も補助対象ですか？       | A 交付申請書を提出する資格を取得した年度に支払った経費のみ補助対象となりますので、前年度以前に支払った経費は補助対象外です。   |
| Q 9 対象資格の更新費用も補助対象に含まれますか？                   | A 対象資格を新たに取得するために要した経費が補助対象ですので、更新費用は補助対象に含まれません。   |
| Q 10 2種類の資格を同一年度に取得した場合、補助金の申請を2回行うことは可能ですか？ | 同一年度に複数回の申請を行うことは可能です。なお、同一年度に補助金の交付申請を2回行った場合の、補助金交付決定及び交付額の確定通知後、1年以上の期間、県内の保険医療機関等で勤務する期間の算定方法は下記のとおりです。<br> <p>※同一年度に複数の対象資格を取得した場合、対象資格1種類あたり10万円が補助限度額です。1回の申請で複数の資格分をまとめて申請可能ですが、補助金交付決定及び交付額の確定通知後、1年以上の期間、県内の保険医療機関等で勤務する期間は、対象資格1種類あたり1年で算定します。</p> |

### 3 交付申請手続き等について

Q 11 添付する領収書等は原本を添付する必要がありますか？

A 領収書等についてはコピーの提出でかいません。

Q 12 添付する領収書の宛名等はどうすれば良いですか？

A 領収書の宛名は、補助事業者の氏名が記載されたものとし、支払内容(書籍の場合は書籍名称等)がわかるものを提出してください。

Q 13 申請書等に押印は必要ですか？

A 申請書への押印は不要です。

Q 14 納税証明書はどこで発行が受けられますか？

A 県税事務所で発行されますので、下記にお問い合わせください。

| 県税事務所    | 所在地                   | 電話番号         |
|----------|-----------------------|--------------|
| 安芸県税事務所  | 安芸市矢ノ丸1-4-36(安芸総合庁舎)  | 0887-34-1161 |
| 中央東県税事務所 | 高知市大津乙1820-1          | 088-866-8500 |
| 中央西県税事務所 | 高知市丸の内1-7-52(高知県庁西庁舎) | 088-821-4651 |
| 須崎県税事務所  | 須崎市西古市町1-24(須崎総合庁舎)   | 0889-42-2366 |
| 幡多県税事務所  | 四万十市中村山手通19(幡多総合庁舎)   | 0880-35-5972 |

Q 15 県税完納情報に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)は、何を提出したらよいですか。

※1:税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要項」における第4号様式をご提出ください。

※2:申請者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。

A 申請者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。

(注)マイナンバーカードは、表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可。)、健康保険証の保険番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

Q 16 申請書の様式はありますか。

高知県薬務衛生課のホームページに掲載しています。

A 県ホームページのトップページ→「高知県キャリア形成支援(認定薬剤師等資格取得支援)補助金」で検索  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025070300124/>